

Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

基本目標1 自己形成支援、健康と安心の確保

基本方策② 健康と安心の確保

【現状と課題】

健康や体力は、「生きる力」の基本であり、子ども・若者が生涯にわたって心身ともに健やかな生活を送るために大切です。

国においては、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しており、県においても普及啓発活動を行ってきており、引き続き規則正しい生活習慣の確立・定着を図ることが必要です。

しかし、「食」への関心や「食」を大切にする意識が薄れ、朝食の欠食をはじめ、食生活の乱れ、栄養の偏り、それらに起因する肥満ややせ、生活習慣病の増加など様々な問題が生じています。

このため、家庭・学校・地域が連携し「ちばの恵み」を取り入れたバランスのよい食生活の実践に向け、より一層の食育の推進が必要となっています。

一方、子ども・若者の体力・運動能力は、高い水準を維持しているものの、運動する子どもとそうでない子どもの二極化が進み、体力水準の高かった昭和60年度の記録と比較すると、高い種目と大きく下回っている種目がみられます。その改善のためには、幼児期から日常の外遊び等の運動を定着させることが必要です。

いじめ、不登校、自殺など子ども・若者の心の問題を背景とした問題も深刻化しており、子どもたちの悩みや不安を受け止め、心のケアを行うことができる相談体制の充実を図っていくことが必要です。

また、未成年の飲酒・喫煙の問題、性感染症罹患者の低年齢化、交際相手からの暴力などについても問題となっており、子ども・若者が正しい知識を身に付け、健康や安心を確保できるよう、発達段階に応じた教育を行っていくことが大切です。

さらに、若い世代が自らのライフデザインを考え、希望をかなえられるよう、意識の醸成を図っていくことが必要です。



【主な施策の方向性】

(1) 基本的な生活習慣の形成（健康づくり支援課、安全農業推進課、教育庁生涯学習課、教育庁学校安全保健課）

- ・ 子ども・若者が生活習慣について学び、考え、規則正しい生活を身に付けるための取組を行います。
- ・ 「食」に関する情報等を積極的に保護者に提供して、家庭と連携した食育の推進を図ります。
- ・ 食に関する課題に対して共通認識で取り組んでいくため、学校・家庭・地域の連携体制を整備するよう働きかけます。

(2) 体力向上（教育庁体育課）

- ・ 子どもたちが体を動かし、運動に親しむ習慣を身に付けることで、健やかな身体を育み、体力の向上が図られていくよう取り組みます。

(3) 心のケアのための相談体制の充実（学事課、児童家庭課、教育庁教職員課、教育庁児童生徒課、子どもと親のサポートセンター）

- ・ セクシュアル・ハラスメント¹に関する実態を把握し、効果的防止策を講ずるとともに、相談窓口の周知を図り、よりよい学校環境づくりを進めます。
- ・ 様々な課題を抱える子どもとその家族に早期に対応できるよう、スクールカウンセラー²やスクールソーシャルワーカー³の活動の充実により、各学校における教育相談体制の一層の充実を図ります。
- ・ 各児童相談所に配置された、児童福祉司や児童心理司等職員の更なる専門性の向上を図り、被虐待児等への心理的ケアの充実に取り組みます。

(4) 飲酒・喫煙防止（健康づくり支援課、県民生活・文化課、教育庁児童生徒課、教育庁学校安全保健課、警察本部少年課）

- ・ 早い段階からの飲酒・喫煙がもたらす健康被害の啓発や、受動喫煙などの防止に取り組みます。

¹ セクシュアル・ハラスメント：日本語で「性的嫌がらせ」という意味で用いられる言葉であり、略してセクハラと言われることもある。相手を不快にさせる性的な言動をいい、基本的には受け手がその言動を不快に感じた場合にはセクシュアル・ハラスメントとなる。

² スクールカウンセラー：学校における教育相談体制の充実・強化を図るために臨床心理士等、心理臨床の専門的な知識・経験を有し、児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等の助言・援助を行う専門家。

³ スクールソーシャルワーカー：児童生徒の問題状況に応じて、家庭や学校、医療・福祉等の関係機関との連絡調整を行い、関係機関との連携を通じ、児童生徒の問題解決を支援していく教育・福祉の専門家。

- ・ 未成年者の飲酒・喫煙がもたらす心身への悪影響や問題を正しく理解できるように、児童・生徒向けや保護者向けのリーフレットを配布し、啓発を行います。

(5) 性教育等の充実（疾病対策課、子育て支援課、教育庁学校安全保健課）

- ・ 学校等における、発達段階に応じた性教育及びエイズを始めとした性感染症の予防のための啓発を進めます。
- ・ 若者を対象に妊娠・出産・子育てに関する知識を普及するセミナー等を実施し、ライフデザインの設計に向けた意識の醸成を図ります。

(6) DV予防教育の推進（男女共同参画課）

- ・ 若者がDVについて考え、互いに尊重できるパートナーシップのあり方を学ぶことを目的に、高校生等を対象にセミナーを実施します。

Column 1

千葉県総合教育会議

教育委員会と知事部局等がより一層連携しながら教育施策の充実を図るため、本県では、平成27年に知事と教育委員会を構成員とする「千葉県総合教育会議」を設置しました。同会議における協議を経て、同年10月には、知事が、本県教育の基本方針として、すべての大人と子どもたちに向けたメッセージとなる「千葉県の教育の振興に関する大綱」を定めました。

平成28年度以降は、「大綱」に基づいた教育の重点施策として、「学校・家庭・地域の連携」や「不登校対策」について協議がされ、その協議結果は新たな取組の推進など、教育施策に反映されています。県では今後も、当会議を最大限に活用し、未来を担う子どもたちの健全な育成に向けて、取り組んでいくこととしています。



◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（H34）
[基本的な生活習慣の形成] 朝食を毎日食べていると答えた児童生徒の割合 <全国学力・学習状況調査>	小学校6年生 95.2% 中学校3年生 92.2% (H29)	増加を目指します



◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
いきいきちばっ子食育推進事業	「ちばの食」を通じて子どもたちの健やかな体を育むとともに、規則正しい生活習慣を身につけさせるため、食育ノートの活用や体験型の食育活動を行うなど、学校における食育を推進する。 (学校安全保健課)
いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施	各学校で体育や業間、昼休み等の時間楽しく集団で協力し合いながら、長縄跳び連続跳び、ボールパスラリー、連続馬跳び等の運動種目を行うことにより、積極的な外遊びや運動を推奨し、体力の向上を図る。 また、集団で運動に取り組むことで、好ましい人間関係や社会性の育成もねらいとしている。 (教育庁体育課)
スクールカウンセラー等配置事業	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 (教育庁児童生徒課)
青少年を対象とするエイズ対策講習会	性感染症（エイズを含む）に対する正しい知識を普及するため、各保健所が学校等において、青少年を対象とする講習会を実施する。 (疾病対策課)
若者のためのDV予防セミナー	DVを許さない社会に向けた予防教育として、高等学校等において、親しい間柄にある若者間の暴力、いわゆる「デートDV」などについてセミナーを実施する。 (男女共同参画課)